# 参考資料5

# 中央環境審議会関係法令等

1.	環境基本法(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	1
2.	中央環境審議会令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	1
3.	中央環境審議会議事運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	4
4.	中央環境審議会の運営方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	9
5.	中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の運営方針について・・・・	•	• ]	13
6.	中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の小委員会の設置について・	•	• ]	14
7.	天敵農薬の評価について(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・	•	• ]	16
8.	農薬小委員会審議参加規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• ]	17

# (参考) 中央環境審議会関係法令

# 一 環境基本法(抜粋)

(中央環境審議会)

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

- 2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議する こと。

三 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第七十八号)、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)、生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)及び気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。
- 4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員 その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

# 二 中央環境審議会令

(所掌事務)

- 第一条 中央環境審議会(以下「審議会」という。)は、環境基本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第三十三条第三項及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることが できる。

# (組織)

- 第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

# (委員等の任命)

- 第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。

# (会長)

- 第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

# (委員の任期等)

- 第五条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるものとする。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解 任されるものとする。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

# (部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第四条第三項の規定は、部会長に準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることが できる。

# (議事)

- 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議 を開き、議決をすることができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会に準用する。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち次に掲げるものについて、委員及び臨時委員を補佐 する。
  - ー 環境基本法第四十一条第二項第一号に掲げる事務
  - 二 環境基本法第四十一条第二項第二号に掲げる事務のうち環境の保全に関する基本的 事項に係るもの
- 4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境省大臣官房総務課において処理する。

(雑則)

第十条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 中央公害対策審議会令(昭和四十二年政令第三百五十号)は、廃止する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行 の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行 する。

(中央環境審議会の委員の任期に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日の前日において従前の環境庁の中央環境審議会の委員である 者の任期は、第二十三条の規定による改正後の中央環境審議会令第五条第一項の規定に かかわらず、その日に満了する。

附 則 (平成一三年三月二二日政令第五六号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一〇月三〇日政令第二五七号) この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 中央環境審議会議事運営規則

(会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会長)

- 第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。
- 2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第四条 審議会に、次に掲げる八部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 循環型社会部会
- 三 環境保健部会
- 四 地球環境部会
- 五 大気·騒音振動部会
- 六 水環境・土壌農薬部会
- 七 自然環境部会
- 八 動物愛護部会
- 2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議する ため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

- 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該 決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。
- 3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条 (第二条第二項を除く。) までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

- 第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
- 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、 小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員 長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専 門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した 会議録を調製しなければならない。

(雑則)

- 第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、 会長が定める。
- 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則(平成十三年一月十五日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十三年一月十五日から施行する。

附 則(平成十八年三月十三日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十八年三月十三日から施行する。

附 則(平成二十四年十一月十九日)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年一月六日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この規則の施行前に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被 害判定部会又は瀬戸内海部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対す る決議がされていないものは、廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会にされ たものは循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会にされたものは環境保健部会に、瀬 戸内海部会にされたものは水環境部会に対してされた付議とみなす。
- 2 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康判定部会又は瀬戸内海部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、廃棄物・リサイクル部会又は循環型計画部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に置かれた小委員会にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に置かれた専門委員会にあっては水環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。
- 3 この規定の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令(平成五年政令第三百七十二号)第六条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会に属する専門委員にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に属する専門委員にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に属する専門委員(既に水環境部会に属する専門委員として指名されている者を除く。)にあっては水環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会、石綿健康判定部会の小委員会又は瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員にあっては循環型社会部会の小委員会又は専門委員会に、石綿健康判定部会の小委員会に属する専門委員にあっては環境保健部会の小委員会に、瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員にあっては水環境部会の専門委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成二十五年二月十四日) (施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年二月十四日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この規則の施行前に大気環境部会、騒音振動部会及び野生生物部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、大気環境部会又は騒音振動部会にされたものは大気・騒音振動部会に、野生生物部会にされたものは外環境部会に対してされた付議とみなす。
- 2 この規則の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、大気環境部会又は騒音振動部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に置かれた小委員会にあっては自然環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

- 3 この規定の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令(平成五年政令第三百七十二号)第六条第二項の規定により大気環境部会又は騒音振動部会に属する専門委員にあっては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に属する専門委員にあっては自然環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会、騒音振動部会の専門委員会又は野生生物部会の小委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員及び騒音振動部会の専門委員会に属する専門委員にあっては大気環境・騒音振動部会の小委員会又は専門委員会に、野生生物部会の小委員会に属する専門委員にあっては自然環境部会の小委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

附 則(令和三年二月十二日)

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年二月十二日から施行する。

# (経過措置)

- 第二条 この規則の施行前に水環境部会及び土壌農薬部会に対してされた付議でこの規則 の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、水環境・土壌農薬部会に対して された付議とみなす。
- 2 この規則の施行の際現に水環境部会及び土壌農薬部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、水環境・土壌農薬部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。
- 3 この規定の施行の際現に水環境部会及び土壌農薬部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令(平成五年政令第三百七十二号)第六条第二項の規定により水環境・土壌農薬部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に水環境部会の小委員会若しくは専門委員会、土壌農薬部会の 小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により 水環境・土壌農薬部会の小委員会又は専門委員会に属する専門委員として指名されたもの とみなす。

部 会 名	所 掌 事 務	
総合政策部会	<ul><li>環境基本計画に関すること。</li><li>環境の保全に係る重要な事項に関すること(他の部分の所掌に属するものを除く)。</li></ul>	
循環型社会部会	<ul><li>一 廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。</li><li>二 循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。</li></ul>	
環境保健部会	<ul><li>一 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項 に関すること。</li><li>二 化学物質対策、石綿による健康被害の救済その他環境 保健に係る重要な事項に関すること。</li></ul>	
地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。	
大気・騒音振動部会	- 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 - 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 - 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 -	
水環境・土壌農薬部会	<ul> <li>水環境の保全に係る重要な事項に関すること。</li> <li>出盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。</li> <li>瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。</li> <li>出壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。</li> <li>五農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関すること。</li> </ul>	
自然環境部会	<ul><li>一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。</li><li>二 自然公園に係る重要な事項に関すること。</li><li>三 野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。</li></ul>	
動物愛護部会	動物の愛護及び管理に係る重要な事項に関すること。	

# 中央環境審議会の運営方針について

平成13年1月15日

(一部改正) 平成18年3月13日

(一部改正) 平成24年11月19日

総 会 決 定

事 項	
1 会議の公開及び 出席者について	
(1)会議の公開に	① 総会については、原則として公開するものとし、その他の
ついて	部会については、公開することにより、公正かつ中立な審議
	に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当
	な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公
	開とするものとする。
	② 会長又は部会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ
	静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要
	な制限を課することができる。
(2)代理出席につ	代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員(以下「委
いて	員等」という。) 並びに専門委員には、事務局が資料を送付す
	るなどして、会議の状況を伝える。
	ただし、会議が必要と認めた場合には、欠席する委員等又
	専門委員の代理の者を説明員として出席させることができる。
(3) 関係行政機関	① 審議案件の事務局である省庁の職員は、会議に出席するこ
の職員の出席に	とができる。
ついて	② 上記以外の行政機関の職員の出席については、その官職、
	氏名を明らかにし、議長の承認を得るものとする。

# 2 会議録等につい

# について

- (1) 会議録の内容 ① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。その詳 しさの程度は、各会議において決める。
  - ② 会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員の了承を得 るものとする。

(2) 会議録の配布 ① 会議録は、当該会議の構成員に配布するものとする。

について

② その他の委員等には、当該会議においてあらかじめ定めた 範囲及び方法で会議録を配布するものとする。

# 事要旨の公開に

(3)会議録及び議 ① 公開した会議の会議録(部会が公開を認めた会議録を含む。) は、公開するものとする。

ついて

- ② 総会及び全ての部会の会議については、議事要旨を公開す るものとする。なお、議事要旨の公開は、会議終了後、部会 長等が記者会見を行い、その記者会見概要を作成し、公開す ることをもって代えることができるものとする。
- ③ 公開した会議の会議録及び議事要旨は、環境省の閲覧窓口 に備え付けるものとする。

# 映について

- 3 一般の意見の反□ 一般の意見については、それをよく聴くように努めるもの とする。
  - ② 一般の意見を聴く場合の具体的な実施方法は、それぞれの 会議において定める。
  - ③ 必要と認められる場合、審議途中で中間報告を出し、それ に対する一般の意見をその後の審議に反映させる方法を採用 するものとする。

- 4 総会と部会との① 総会は、年1回以上開催する。
  - 関係等について
- ② 会長が必要と認めた場合のほか、委員の3分の1以上の者 から審議事項を示して総会の開催の請求があった場合は、会 長はこれを召集するものとする。
- ③ 委員は、その所属部会以外の審議する案件について、会長 を経て意見を提出することができる。
- ④ 会長は、部会長を指名するに当たっては、当該部会の委員 の意見を尊重するものとする。
- ⑤ 各部会は、小委員会又は専門委員会に審議を附託するに当 たっては、審議事項の範囲を明確にするものとする。また、 部会長は、原則として小委員長及び専門委員長を兼任しない ものとする。
- ⑥ 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る 議案について適当な部会を指定して調査審議させることがで きる。
- 5 委員等及び専門 委員の構成等につ いて
- 等について
- (1) 委員等の構成 ① 会長は、委員等の構成について、必要に応じ、審議会の意 見を具申するものとする。
  - ② 委員の部会への所属は委員の希望を参考として、会長が決 める。
- 成について
- (2) 専門委員の構 ① 専門委員長は、当該専門委員の構成について必要に応じ意 見具申をするものとする。
  - ② 審議案件と直接的な利害関係を有する企業に所属する者は、 専門委員としないことを原則とする。

# 6 環境への配慮に ① 会議にあたっては、会議資料として配布する紙の枚数を必要最低限とする等環境への負荷を削減するよう努める。 ② 環境への配慮に関し必要な事項は、会長が定めることができるものとする。 7 その他 上記のほか、会議、会議録及び議事要旨の公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定めることができるものとする。

# 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の運営方針について

令和3年3月17日 水環境・土壌農薬部会長決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「運営規則」という。)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。)7の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。

# I. 部会の運営方針について

部会の運営方針は、運営規則及び総会決定によるほか、以下によることとする。

# 1. 会議の公開及び出席者について

総会決定1 (1) ①の規定に基づき会議を非公開とするときは、部会長は、その理由を明らかにするものとする。

# 2. 会議録等について

- (1)総会決定2(1)②の規定に基づく会議録の調製に当たっては、当該会議に出席 した委員、臨時委員及び専門委員(以下(「委員等」という。)から明示の了承を得るこ ととし、その後、速やかに公開するものとする。
- (2)総会決定2(3)①の規定に基づき会議録を公開する場合には、発言者の名前を記載するものとする。
- (3)総会決定2(3)①の規定に基づき公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。
- (4)総会決定2(3)②の規定に基づく議事要旨は、事務局において作成し、部会長の了承を得て公開するものとする。

## 3. 資料の公開について

審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料については、部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、部会終了後公開とする。

# Ⅱ. 小委員会及び専門委員会の運営方針について

部会に置く小委員会及び専門委員会の運営方針は、上記の部会の運営方針に準ずるものとする。

# 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の小委員会の設置について

令和3年3月17日 令和4年9月15日改正 令和5年4月4日改正 令和5年6月14日改正 令和6年1月12日改正 令和6年8月9日改正 令和6年8月9日改正 令和7年6月24日改正 水環境・土壤農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

- 1. 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、次の小委員会を置く。
- (1) 人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会
- (2) 生活環境の保全に関する水環境小委員会
- (3) バイオレメディエーション小委員会
- (4)農薬小委員会
- (5) 水道水質·衛生管理小委員会
- (6) 土壤制度小委員会
- (7) 水環境制度小委員会
- 2. 人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会においては、環境基本法 (平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁及び土壌 の汚染に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改訂に関する専門 的事項について調査審議する。
- 3. 生活環境の保全に関する水環境小委員会においては、環境基本法第16条第 1項の規定に基づく水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準(水生 生物の保全に係る水質環境基準に関する事項を含む)の設定、改訂及び水域類 型の指定等に関する事項、その他良好な水環境の保全に関する事項について調 査審議する。

- 4. バイオレメディエーション小委員会においては、バイオレメディエーション に関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーション に関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。
- 5. 農薬小委員会においては、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和46年3月農林省告示第346号)第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準(以下「作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準」という。)の設定若しくは改定に関する事項、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第4条1項第11号に規定する農林水産省令・環境省令(令和5年農林水産省・環境省令第2号)で定める場合に関する事項、同法第3条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに同法第25条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に 関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うも のとする。

- 6. 水道水質・衛生管理小委員会においては、水道水その他人の飲用に供する水 に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する専門的事項について調査審議 する。
- 7. 土壌制度小委員会においては、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) に関する今後の土壌汚染対策の在り方及び同法の運用等について調査審議する。
- 8. 水環境制度小委員会においては、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について調査審議する。
- 9. 各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境・土壌農薬部会の決議とすることができる。
- 10. 部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。

# 天敵農薬の評価について

令和5年4月11日 中央環境審議会水環境·土壤農薬部会農薬小委員長決定

農薬取締法第4条1項第11号に規定する農林水産省令・環境省令(令和5年農林水産省・環境省令第2号)で定める場合に関する事項についての調査審議のうち、天敵農薬の評価について次のとおり定める。

天敵農薬の評価については、特に専門的かつ具体的な議論が必要なことから、小委員長は、小委員会での調査審議に先立ち、小委員会に属する委員のうち評価案件について特に専門性の高い委員等を招集して天敵農薬分科会を開催し、議論することができる。

令和6年6月27日 中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 農薬小委員会決定

# 農薬小委員会審議参加規程

本小委員会においては、農薬の登録の可否に係る事項が審議される。その結果は、当該農薬の申請者に利益又は不利益を及ぼし得るものであり、審議の中立性・公平性を確保する必要がある。

このため、本小委員会においては、委員、臨時委員、又は専門委員(以下「委員等」という。)に対し、下記の1~3のいずれかへの該当有無の自己申告を、別紙の様式により、審議対象の農薬ごとに求めることとし、利益相反があると考えられる委員等については、原則として、当該利益相反に係る審議が行われている間は退席を求めるものとする。なお、審議を行う上で当該委員等の知見が重要であると考えられる場合には、小委員会委員長の判断により、当該利益相反が審議結果に影響を与えない範囲において、審議に参加させることができるものとするが、この場合においても、当該委員等は議決には参加しないものとする。

記

## 1 申請資料等の作成への関与

審議対象の農薬の申請者若しくはその関連企業又は同業他社(以下「特定企業」という。この場合における同業他社は、審議対象の農薬と適用病害虫及び作用機作が類似し、かつ、競合関係にある農薬を製造又は開発中であるものに限る。)による申請資料等の作成に協力(申請資料等の作成への技術的助言を含む。)した場合。ただし、多数の試験を受託する機関に所属する委員等が、通常の業務として試験責任者以外の立場で試験に関与した場合を除く。

# 2 雇用その他の関係

委員等又はその家族(配偶者及び一親等の者であって委員等と生計を一にする者をいう。以下同じ。)が過去3年以内に特定企業の役職員等に就任していた場合又は特定企業の発行済株式の5%以上を保有している場合。

## 3 金品等の授受

特定企業から過去3年間のいずれかの年において取得した金品等(報酬、株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等)の合計額が、委員等及びその家族にあっては百万円以上、委員等が所属する組織にあっては二百万円以上である場合。この場合において、委員等が所属する組織が取得した金品等とは、当該委員等が実質的に使途を決定し得るものに限るものとする。

**- 17 -**

# 農薬小委員会における利益相反申告書

における、農薬〇〇〇C	★環境・土壌農薬部会 (申請者:○○○○)に 長関係を有しており、利益	関する審議事項								
<ul><li>□ おそれがあります。</li><li>□ おそれはありません</li></ul>	J <sub>o</sub>									
利害関係の詳細は以下のとおりです。										
利害の類型 (申請資料	特定企業の名称	受益者	利害関係を有							
等の作成への関与、雇			した時期							
用その他の関係、金品										
等の授受)										
その他、審議における客観性又は独立性に影響を及ぼし得る事項:										

上記に開示した情報は正確であり、私の知り得る限り、この他には、利益相反のおそれがある利害関係はありません。以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

署名:

年 月 日

# 申告書記入上の留意事項:

- 1. 申告書は、農薬小委員会の会合ごとに、審議対象となる農薬ごとに一葉記入し、事務局 (環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室)に提出する。
- 2.「農薬小委員会審議参加規程」本文に記載の基準に該当する事項があれば、漏らさず記載する。その際、金品等の授受の合計額を具体的に記載する必要はない。
- 3. 受益者の欄には、利益相反の基準に該当する利害関係を有している主体(本人、家族、 所属する組織等)を記入する。